

和歌山県先進的有機農業拡大促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、スマート農業技術等の導入による生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保等の、有機農業拡大のための取組を支援するため、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記11に掲げる事業実施主体に対し、予算の範囲内で補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、交付等要綱及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業は、交付等要綱別記11に掲げる事業とする。

(交付の対象経費及び補助率)

第3 補助事業における補助金等交付の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助事業名	補助対象経費	事業内容	補助率
みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち先進的有機農業拡大促進事業	交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費	1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大	
		(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入	1/2以内
		(2) 有機農業の拡大に向けた取組 ア 資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置	1/2以内
		イ その他有機農業の拡大に必要な取組	定額
		2 有機農業拡大支援	定額

2 交付上限額は、交付等要綱別記11第3の2(2)の規定に従う。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	交付等要綱別記 11 別添 2 の示す 事業実施主体のうち下記の者	様式	提出部数
事業計画書	市町村 または 市町村を構成員とする協議会	別記第 1-1 号様式	1 部
	上記以外の事業実施主体	別記第 1-2 号様式	
収支予算書		別記第 2 号様式	1 部

2 申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体については、この限りでない。

3 第1項の申請書を提出する場合には、交付等要綱別記 14 に定めるところにより、「みどりチェック」チェックシートを併せて提出しなければならない。

(交付条件)

第5 規則第6条の規定により、補助金等の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業に要する経費の変更（当該事業費の額の30%以内の増減を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

エ その他重要な変更として知事が認める場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第3号様式により遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、実施要綱、交付要綱及びその他関係通知の定めるところに従わなければならないこと。
- (4) 補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業主体は、次の条件に従わなければならないこと。
- ア 実績報告を行うに当たって、事業実施主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等から減額して報告しなければならない。
- イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額)を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- ウ 当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合には、知事の指示に従い、その状況等について別記第4号様式により知事に報告しなければならない。
- (5) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内)において知事の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を得て処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金等に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第6 第5の(1)のア及びイの規定により事業内容または補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更等承認申請書(別記第5号様式)に変更事業計画書(別記第1-1号様式または別記第1-2号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添え、知事に提出しなければならない。

2 第5の(1)のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、補助金変更等承認申請書(別記第5号様式)を「中止(廃止)承認申請書」に置き換えた申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第7 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	交付等要綱別記11別添2の示す事業実施主体のうち下記の者	様式	提出部数	提出期限
事業実績書	市町村 または 市町村を構成員とする協議会	別記第1-1号様式	1部	翌年度の4月5日 又は当該事業の完了した日から30日経過した日のいずれか早い日
	上記以外の事業実施主体	別記第1-2号様式		
収支精算書		別記第6号様式	1部	

2 第1項の申請書を提出する場合には、交付等要綱別記14に定めるところにより、「みどりチェック」チェックシートを併せて提出しなければならない。

(着手の制限)

第8 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、県の適切な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届(別記第7号様式)を交付等要綱に準じて知事に提出するものとする。

2 前項ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(事業遂行状況の報告)

第 9 交付決定を受けた事業主体は、交付決定があった年度の 1 2 月 3 1 日現在において事業遂行状況報告書（別記第 8 号様式）を作成し、当該年度の 1 月 1 5 日までに、これを知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第 1 0 規則第 1 6 条第 2 項の規定により、概算払による補助金等の交付を受けようとする場合には、和歌山県先進的有機農業拡大促進事業補助金概算払請求書（別記第 9 号様式）を作成し、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金調書の作成)

第 1 1 事業実施主体のうち地方公共団体にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び計上科目別金額を明らかにするため、補助金調書（別記第 10 号様式）を作成しなければならない。

(書類の経由)

第 1 2 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業主体の所在地を管轄する振興局を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。